

こ 成 事 第 3 4 9 号
令 和 5 年 7 月 2 0 日
第 一 次 改 正
令 和 6 年 2 月 2 9 日
第 二 次 改 正
令 和 6 年 4 月 1 5 日
第 三 次 改 正
令 和 7 年 2 月 2 6 日
第 四 次 改 正
令 和 7 年 5 月 1 9 日
第 五 次 改 正
令 和 7 年 1 2 月 2 6 日
第 六 次 改 正
令 和 8 年 6 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こ ども 家 庭 庁 長 官
(公 印 省 略)

児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。